学　第　８８４　号
令和２年３月 17 日

各私立学校設置者
各私立学校長
（幼・小・中・高・特・専・各）　様

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このことについて、令和２年３月６日付け元文科高第 1059 号により文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、本通知に先立って「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」（平成 31 年１月 11 日 30 文科高第 954 号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）、「大学等における修学の支援に関する法律の公布について（通知）」（令和元年５月 17 日元文科高第 44 号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）、及び「大学等における修学の支援に関する法律施行令等の公布について（通知）」（令和元年６月 28 日元文科高第 196 号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）が示されており、本省令等の条文と併せて、文部科学省ホームページ内「高等教育の修学支援新制度」に掲載されておりますので、ご了知願います。

（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

【担当】
学事企画担当　小原
TEL：019-629-5045
FAX：019-629-5049